

「省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書」 発行業務のご案内

耐震改修ポイントの発行対象

契約	平成26年12月27日(閣議決定日)以降 *既存契約の変更契約を含む。(ただし、着工前に限る)
着工・着手 工事の完了	平成26年12月27日(閣議決定日)～平成28年3月31日 平成27年2月3日(平成26年度補正予算成立日)以降

下記の から の全てを満たす耐震改修工事となります。

省エネ改修工事(窓/外壁・屋根・天井又は床の断熱改修)に併せて行う工事
昭和56年5月31日以前に着工された住宅において行う工事
従前は現行の耐震基準に適合しない住宅を、現行の耐震基準に適合させる工事

[現行の耐震基準]

- ・建築基準法施行令第3章及び第5章の4に規定する基準
- ・耐震改修促進法に基づく「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)」

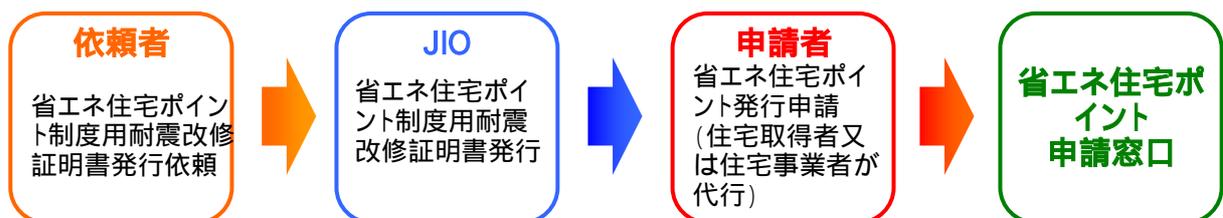
[現行の耐震基準への適合性の確認について]

木造住宅の場合
(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める
一般診断法による上部構造評定が1.0以上であり、地盤及び基礎が安全であること
又は
精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)による上部構造耐力の評点が1.0以上であり、
地盤及び基礎が安全であること。

業務案内

- 【業務内容】 「省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書」の発行業務
- 【業務区域】 日本全域
- 【業務範囲】 一戸建ての住宅及び共同住宅等
耐震改修工事が完了した住宅で、上記の発行対象を満たすものに限る

【業務の流れ】



(ご注意)

「省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明書」は建築士事務所に所属する建築士も発行することができます。その場合はJIOへの依頼は必要がございませんので、事前に耐震改修の設計者様へご相談ください。

料金

表中の表示額は全て税抜き（単位：円）

戸建て住宅		29,500	
共同住宅等 注1)	併用住宅	1住戸	29,500
	上記以外	延床面積 500㎡以下	95,000
		500㎡超～1,000㎡以下	117,000
		1,000㎡超～3,000㎡以下	180,000
		3,000㎡超～5,000㎡以下	225,000
		5,000㎡超～7,000㎡以下	287,000
		7,000㎡超～10,000㎡以下	355,000
	10,000㎡以上	別途見積	

注1)「共同住宅等」とは一戸建ての住宅以外で共同住宅、長屋及び併用住宅を指します。
上記料金は1申請に係る料金となります。
弊社の届出事業者様は届出時の指定口座より引落とさせていただきます。

依頼に必要な図書

依頼図書は正副2部必要です。
依頼の時期は工事完了後に限ります。

必要図書	記載事項、図書の例等
省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明依頼書	依頼者の捺印が必要です。(代理者が依頼する場合は代理者印も必要) 住宅の種別・所在地・発注者・工事期間・工事要件を記入してください。
委任状 (必要な場合のみ)	代理者が依頼する場合のみ必要です。
省エネ住宅ポイント制度用耐震改修証明依頼申込書	依頼のご担当者様氏名、問合せ先などを明記してください。
住宅の現況及び耐震工事の計画等に関し、要件を満たす住宅耐震改修であることが確認できる図書	耐震改修工事の設計書、 例) 耐震改修工事前後の平面図、 耐震改修工事前後行った耐震診断に係る耐震診断書、耐震補強計算書、
申請住宅の所在地及び建築年月日が確認できる図書	登記事項証明書、 例) 建築確認済証、 固定資産税の課税証明書または建築年月日が記載された耐震診断書等
写真 (工事が完了していることを添付図書で確認できない場合のみ)	工事が完了していることを確認できるもの 但し、省エネ住宅ポイントの申請には、工事中の状況を撮影した写真が必要となりますので、お撮り忘れのないようご注意ください。
既存住宅性能評価書の写し (活用する場合のみ)	耐震改修が行われた後に取得した評価書において、 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)が等級1以上であるもの

～の書類は弊社ホームページからダウンロードができます。
その他、審査で必要な図書の提出を求める場合がございますのでご了承ください。

お申込み・お問合わせは下記までお願いいたします。

〒136-0071 東京都江東区亀戸1-14-4 第二萬富ビル5F (株)日本住宅保証検査機構 住宅評価部 性能評価センター	(TEL) 03-6861-9214
---	-----------------------